

第7部

医療救護等対策

東日本大震災では、津波の被害などにより、多くの医療機関が損壊し、医療機能が喪失した。一方で、全国から多くの医療支援が行われ、こうした支援を適切に活用して医療機能を発揮することが求められた。

震災時には、家屋やブロック塀の倒壊、火災、崖崩れ等により多数の負傷者が発生することが想定され、災害発生直後、多数の負傷者に対し迅速に医療救護活動を行わなければならない。

また、遺体については、死者への尊厳と遺族の感情を十分に考慮し、迅速かつ適切に取り扱う。

新たな被害想定では、最大で約15万人が負傷すると想定されており、こうした多数の負傷者へ対応するためには、限られた医療資源を有効に活用できるよう調整する機能が必要である。

また、医薬品や医療資器材についても、備蓄などの方法により確実に確保するとともに、医療機能を提供するための基盤となる医療機関の耐震化などを進める必要がある。

第7部 到達目標

1 災害医療コーディネーターを中心とした災害医療体制を構築

東京都災害医療コーディネーターの医学的な助言に基づき都全域の医療資源を配分するとともに、二次保健医療圏ごとに地域災害医療連携会議を設置し、東京都地域災害医療コーディネーターを中心とした迅速かつ確実な情報連絡体制や地域の実情を踏まえた医療連携体制を構築する。

負傷者等の搬送については、緊急度や搬送人数等に応じて、陸路、空路及び水路を最大限に活用した搬送手段を確保するとともに、他県等被災地域外への負傷者等の搬送を行う広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）の設置場所を確保する。

さらに、オープンスペースの利用に関する計画などに基づき災害拠点病院の近接地にヘリコプター緊急離着陸場を確保する。

2 医薬品等の確保に向けて、薬剤師会や事業者と連携した供給体制の構築

医薬品や医療資器材の確保に向けて、薬剤師会や卸売販売業者と連携した供給体制を構築する。

また、医薬品等の確保については、医療機関が、卸売販売業者から購入することを基本とするため、都は卸売販売業者が早期に復旧できるよう支援し、医療機関において、卸売販売業者が復旧するまでの間に必要となる医薬品等を備蓄するよう働きかける。

3 全ての病院の耐震化の促進（災害拠点病院は耐震化 100%）、災害拠点病院の医療機能の維持及び確実な情報連絡体制の構築

災害拠点病院は、診療機能を有する施設が耐震構造を有していることとし、その他の医療機関についても、耐震診断や耐震化を推進する。

また、災害拠点病院など医療機能の維持が特に必要となる病院においては、災害時にも水、食料、自家発電に必要な燃料等を確保するため、協定締結団体等と連携するなど多角的な供給体制を確立するとともに、衛星携帯電話の整備促進など、複数の通信手段による確実な情報連絡体制を構築する。

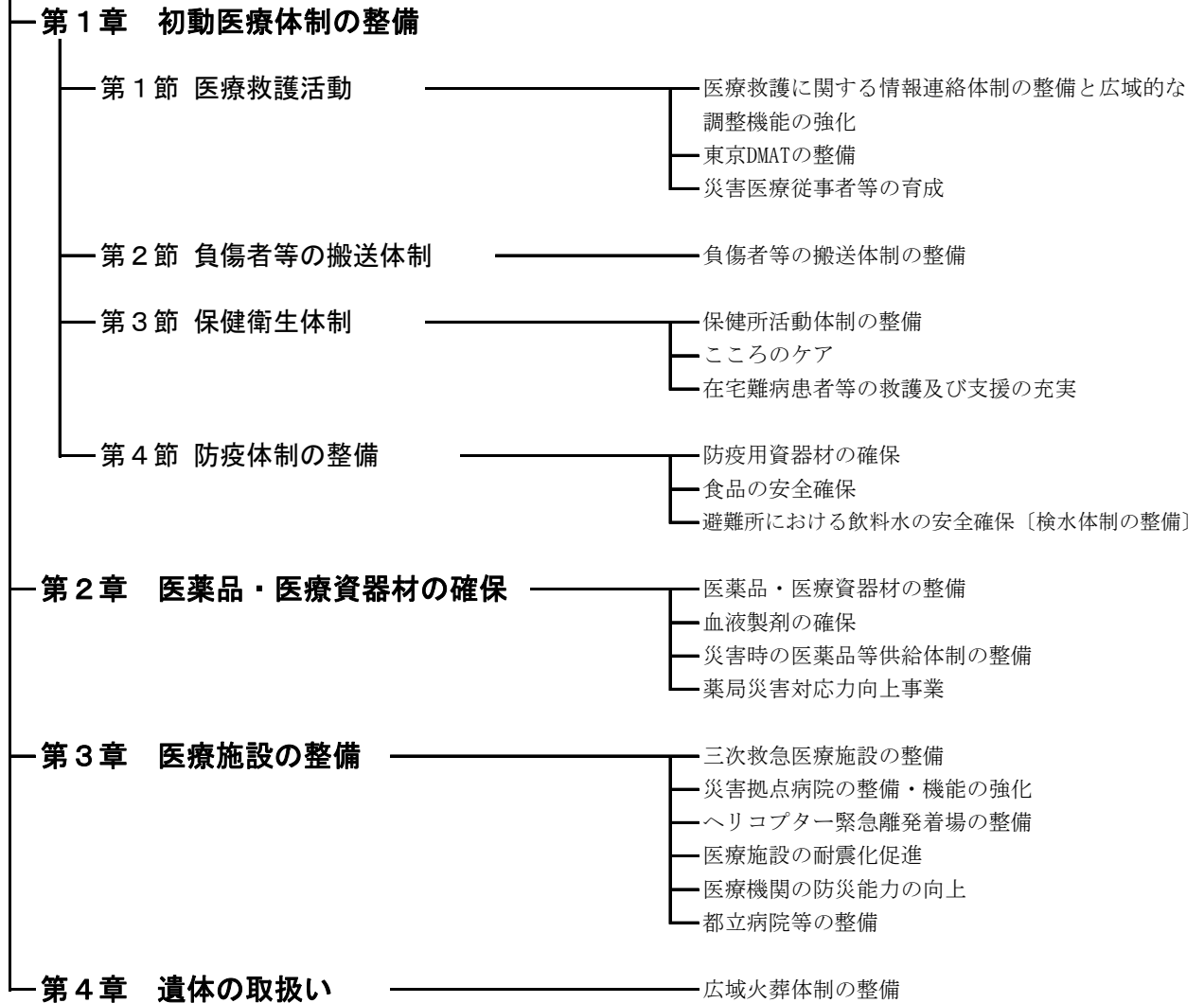
4 検視・検案体制の構築及び広域火葬体制の充実・強化

震災時における遺体の検視・検案等に関しては、速やかな検視・検案等に資するため、関係機関と連携し、検案医等の体制や情報連絡体制を確保する。

また、震災時における広域火葬に関しては、速やかに火葬を行う体制の充実・強化を図り、民間事業者や他府県との連携や協力体制を確保する。

分野別事業の体系

第7部 医療救護等対策



医療救護に関する情報連絡体制の整備と広域的な調整機能の強化 （総務局・福祉保健局・東京消防庁）	平成25年度事業費 161百万円
--	---------------------

区市町村、東京消防庁、東京都医師会、東京都歯科医師会等関係機関との連携により、被害状況等を一元的に収集し、被災者や関係者に伝達する体制を確立する。また、東京都防災行政無線の整備、広域災害救急医療情報システム(EMIS)の活用により、発災直後からの医療救護活動に関する情報連絡体制を確保する。

- 現在の状況**
- 災害拠点病院に東京都防災行政無線を整備
 - 全ての救急告示医療機関（災害拠点病院を含む。）に広域災害救急医療情報システム端末を設置
 - 災害医療コーディネーターを設置して、医療救護活動に必要な情報を集約できる体制を構築

- 計画期間中の目標（平成27年度末）**
- 災害拠点病院の新規指定にあわせて東京都防災行政無線を整備
 - 広域災害救急医療情報システム（EMIS）の整備対象を拡大
 - 通信手段の重層化を図るため衛星電話の整備を推進

年次計画		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
事業	防災行政無線	病院		(全災害拠点病院に配備)		
	EMISの整備	全ての救急告示医療機関に配備			(必要に応じて運用範囲を拡大)	
目標	衛星電話の整備	東京DMAT指定病院に配備				
			災害拠点病院に配備			
				災害拠点連携病院に配備		

事業内容・事業効果

【事業内容】

○ 防災行政無線

災害時において中核的な機能を担う災害拠点病院に対して、防災行政無線を整備して、医療救護活動を円滑かつ適切に実施するために必要な通信手段を確保する。

災害拠点病院 70 施設（平成 25 年 4 月 1 日現在）

○ 広域災害救急医療情報システム（EMIS）

災害時における医療機関の稼働状況など、災害医療に関わる情報を共有し、被災地域での迅速かつ適切な医療・救護に関わる各種情報を集約・提供することを目的として、災害拠点病院を含む救急告示医療機関に、広域災害救急医療情報システム（EMIS）を設置する。

平成 25 年度からは、利用対象の拡充などシステムの再構築について検討する。

救急告示医療機関 323 施設（平成 25 年 4 月 1 日現在）

○ 衛星電話

災害現場に出場し、救命処置等を行う東京 DMAT や負傷者を受入れる医療機関が、電話網が使用不能になった場合においても、相互に通信できるように衛星電話を整備している。

平成 24 年度は、災害拠点病院を対象に衛星電話の整備を行った。平成 25 年度は、災害拠点連携病院（救急告示病院等で東京都の指定を受けた病院）を対象に衛星電話の整備を促進する。

東京 DMAT 指定病院 25 施設（平成 25 年 4 月 1 日現在）

○ 災害医療コーディネーター

被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握できるように、東京都全域を統括調整するための東京都災害医療コーディネーターと、二次保健医療圏を統括調整するための東京都地域災害医療コーディネーターを設置している。

東京都災害医療コーディネーター 3 名

東京都地域災害医療コーディネーター 12 名

【事業効果】

- 災害時には、通信設備の被害、輻輳及び発信規制により、電話網が使用不能になることが懸念されるが、防災行政無線や衛星電話等の多様な通信手段を確保することで、災害時における医療救護活動の連携体制を確保することができる。

また、災害医療コーディネーターに医療救護に必要な情報を集約することで、迅速的確に医療救護体制を確保することができる。

東京 DMAT の整備 (福祉保健局)	平成 25 年度事業費 35 百万円
----------------------------	-----------------------

東京 DMAT (災害医療派遣チーム) は、災害発生直後からおおむね 72 時間後までの間に災害発生現場等、医療の空白地帯に出場して、多数傷病者に対して救命処置を実施する。

- 現在の状況**
- 平成 16 年 8 月から事業を開始し、隊員の養成及び訓練を行うとともに災害時等において要請に基づき出場
 - 平成 25 年 4 月 1 日現在、東京 DMAT 指定病院 25 施設
 - 東京 DMAT 隊員の養成及び災害時医療支援車両 (東京 DMAT カー) 25 台を整備

- 計画期間中の目標 (平成 27 年度末)**
- 東京 DMAT の要請があった際の確実な出場体制の構築に取り組んでいく。
 - 研修・訓練等により必要な隊員数を確保するとともに、隊員の資質の向上を図る。

年次計画		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
事業 目 標	指定病院数	東京 DMAT 指定病院 計 25 施設				→
	研修の実施 ・ 隊員養成 ・ 更新時研修	継続実施				→
	各種訓練等	継続実施				→

事業内容・事業効果

【事業内容】

- 災害現場に、東京消防庁 DMAT 連携隊とともに、救急・災害医療の知識・技術を持つ専門医療チーム（東京 DMAT）が出場し、一刻も早い救命処置（適切な応急治療、トリアージ、同乗搬送等）を行うことにより、一人でも多くの都民の生命を守る。



【究極の状況下の医療を実現】

- 建物や車両間に挟まれるなど、救出困難時の緊急医療対応
- 心肺停止直後の迅速な救命措置及び生命維持
- 治療や搬送の優先を判断する適切なトリアージ

～東京 DMAT 隊員養成研修～



東京消防庁第六消防方面本部

～東京消防庁合同訓練～



首都高速道路大橋ジャンクション

【事業効果】

- 「東京 DMAT 隊員研修」を継続的に実施することにより、東京 DMAT 隊員の資質の向上が図られ、震災時における多様な災害現場への出場及び対応が可能となる。
- 東京消防庁（東京 DMAT 連携隊）とともに大規模交通事故等の都市型災害現場に出場し、一刻も早い救命処置を行うことが期待できる。
- 総合防災訓練や東京消防庁等が実施する訓練・演習に参加することにより、東京 DMAT 隊員としてのモチベーションを高めるとともに、消防との連携を深めることができる。

災害医療従事者等の育成 （福祉保健局）	平成25年度事業費 2百万円
----------------------------	-------------------

災害時、医療救護班等の医療従事者には限られた医療資源の中で専門知識・技能に基づく迅速かつ確実な対応が要求される。医療救護活動の実効性を確保するため、各種マニュアル整備と各種研修を実施する。

現在の状況

- 平成8年より災害時医療救護マニュアル等を整備して、各種マニュアルに基づく研修を実施している。
- 東京都医師会、東京都歯科医師会及び東京都薬剤師会に所属する医療従事者に対し、災害時医療従事者登録証を発行している。

計画期間中の目標（平成27年度末）

- 東京都地域防災計画の修正に基づき、各種マニュアルを改訂し、医療従事者を対象とした研修会等を開催して、東京都の災害医療体制の周知を図る。
- 災害医療従事者研修の体系を整理し、効果的な普及啓発に努める。

年次計画		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
事業目標	各種マニュアルの見直し			マニュアル改訂	必要に応じて改訂 →	
	災害医療従事者研修	トリアージ研修等22回	トリアージ研修等22回	トリアージ研修等30回		→
	災害時医療従事者登録証の発行	変更・更新等				→

事業内容・事業効果

【事業内容】

- 災害時医療救護活動マニュアル、トリアージ研修テキスト等の作成・配布
- 医療救護班等を編成する医療従事者等に対し、トリアージ研修や身元確認研修等を実施
- 東京都医師会、東京都歯科医師会及び東京都薬剤師会が編成する医療従事者を対象に、災害時医療従事者登録証を発行

【事業効果】

- 災害時における医療救護活動は、限られた医療資源（人的資源、医薬品等、病院機能等）を用いて、迅速確実に多数傷病者に対して医療を提供しなければならないため、医療従事者には平常時の医療と異なる災害医療に関する知識や経験が要求される。
 災害時の対応方針を定めたマニュアル等を整備し、標準的な活動指針等に基づく研修を継続的に実施することで、実効性の高い医療救護活動を確保することができる。
- 医療救護班等を編成する医療従事者に対して、災害時医療従事者登録証を発行することで、災害時における円滑な医療救護活動が期待できる。

負傷者等の搬送体制の整備 （福祉保健局）	平成25年度事業費 16百万円
-----------------------------	--------------------

災害により発生した傷病者や医療従事者等を迅速かつ円滑に搬送するため、関係機関の緊急車両、ヘリコプター、航空機、船舶等を使用した搬送体制を確立する。

現在の状況

○ 被災地内での搬送や被災地外への広域医療搬送など、搬送需要に応じた傷病者の搬送手段等について検討を行い、今後の方向性をまとめている。

計画期間中の目標（平成27年度末）

○ 緊急車両、航空機、船舶等の搬送手段を有する警視庁、東京消防庁、自衛隊、交通局、その他協定締結団体等と事前に具体的な調整を図る。

○ 搬送需要別の搬送手段や広域医療搬送に必要な拠点の確保に向けて具体的検証を行う。

年次計画		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
事業 目 標	関係機関の車両、ヘリ等による搬送体制の構築	総合防災訓練等を活用した検証			具体的な検証	→
	広域医療搬送拠点の確保	拠点候補地の選定と確保			具体的な検討	→

事業内容・事業効果

【事業内容】

○ 災害時において、民間航空会社の航空機を傷病者等の搬送に活用できるように協定を締結しているが、その運用方法について東京都が実施する総合防災訓練等を活用して具体的な検討を行う。

【事業効果】

○ 被災地内の医療機関の傷病者への対応能力が著しく不足することが想定され、重症者等を被災地外の医療機関に搬送することにより、被災地内の医療機関の負担を軽減させるとともに、都内全域の人的被害を大幅に低減する。

○ 医療従事者等を迅速に被災地内に供給することにより、不足する医療を提供できる。

保健所活動体制の整備 （福祉保健局）	平成 25 年度事業費 — 百万円
---------------------------	----------------------

保健所は、保健衛生活動の総合的な調整を行うなど、保健衛生に関する地域の災害対策の拠点としての役割が求められており、効果的な活動を実施することができるよう、職員に対して必要な研修・訓練等を行う。

現在の状況
 ○ 「災害時における保健所活動マニュアル」の改訂を行った（平成 25 年 3 月改訂（暫定））。

計画期間中の目標（平成 27 年度末）
 ○ 全ての都保健所において、職員に対する必要な研修、活動計画の策定・訓練等を行い、災害発生時に効果的な応急・復旧活動ができるよう体制を強化する。

年次計画		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
事業目標	職員の災害対策に関する研修	転入者研修等の機会を捉えて、発災時の対応周知	転入者研修等の機会を捉えて、発災時の対応周知	全所を実施	全所を実施	全所を実施
	災害時の活動計画等の策定、訓練の実施	マニュアルに基づき訓練を実施	マニュアルの改定 マニュアルに基づき訓練を実施	マニュアルに基づき訓練を実施	マニュアルに基づき訓練を実施	マニュアルに基づき訓練を実施
	救急セットの更新	適宜更新	適宜更新	適宜更新	適宜更新	適宜更新

事業内容・事業効果

【事業内容】

- 新任・転入職員等に対する職場研修等において、災害対策に関する研修も合わせて実施
- 実災害に備えた職員の参集、連絡体制及び活動体制について、具体的な計画を定めるとともに、適宜訓練を実施
- 初動期の軽症者用救急セットの更新

【事業効果】

- 各保健所及び各地域の実情に応じた研修や訓練等を実施することにより、職員の災害対策業務に関する意識を高めるとともに、必要な知識が身に付けられ、災害対策業務の円滑で迅速な実施が可能となる。
- 救急セットを整備することにより、近隣住民（軽症者）に対する速やかな応急手当が可能となる。

<p>こころのケア（福祉保健局）</p>	<p>平成25年度事業費 一百万円</p>
-----------------------------	------------------------------------

災害直後の精神的な動揺や心身の症状の多くは、ひどいショックを受けたときに誰にでも起こり得る反応である。東京都では、被災者の PTSD 等に対応するとともに、被災精神障害者の地域での生活を支援する。

現在の状況

○ 区市町村の精神保健福祉業務担当者研修の実施により、関係機関職員の知識の向上及び円滑な連携を図っている（都立（総合）精神保健福祉センター）。

計画期間中の目標（平成27年度末）

○ 区市町村の精神保健福祉業務担当者研修の実施により、関係機関職員の知識の向上及び円滑な連携を図る。

年次計画		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
事業 目標	こころのケア	研修実施				

事業内容・事業効果

【事業内容】

- 医療提供体制の確保に努めるとともに、巡回精神相談チームの編成や精神保健福祉に係る相談事業を実施する。
- 都立（総合）精神保健福祉センター（3か所）の精神保健相談体制は、電話相談を含め、24時間体制とする。

【事業効果】

- 被災者の PTSD 等に対応するとともに、被災精神障害者の地域での生活の支援が可能となる。

在宅難病患者等の救護及び支援の充実 （福祉保健局）	平成25年度事業費 119百万円
----------------------------------	---------------------

医療依存度の高い重症難病患者や透析医療を受けている患者等にとっては災害によるライフラインの停止や医療の中断は危機的な状況を招く。普及啓発活動や災害時連絡体制の維持等により、災害時の在宅難病患者等の救護体制や支援の充実を図る。

現在の状況

- 在宅人工呼吸器使用者への実態調査の結果を踏まえ、「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針」を策定し、指針に基づく「災害時個別支援計画」を区市町村が作成するに当たり支援を実施
- 「災害時における透析医療活動マニュアル（平成18年3月版）」の改訂

計画期間中の目標（平成27年度末）

- 区市町村が災害時個別支援計画を円滑に作成できる体制の構築等により、在宅人工呼吸器使用者の災害時支援を充実する。
- 「透析医療活動マニュアル」に沿った体制の構築と必要に応じた改訂の検証を行う。

年次計画		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
事業目標	在宅人工呼吸器使用者の災害時支援体制の充実	○東京電力への登録及び「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針」策定 ○非常用電源設備の整備等支援	○東京電力への登録 ○区市町村における「災害時個別支援計画」の作成に対する支援の実施 ○非常用電源設備の整備等支援			
	透析患者の災害時支援体制の充実	「透析患者用防災の手引」の改訂版を配布	透析患者カードの作成・配布及び関係機関向け研修会の実施	○「透析医療活動マニュアル」の作成及びマニュアルに沿った体制の構築と必要に応じた改訂の検証 ○透析患者カードの配布		

事業内容・事業効果

【事業内容】

- 災害時の在宅難病患者等の救護体制や支援の充実を図るために、以下の支援を行う。
 - ・ 在宅人工呼吸器使用者について、本人・家族及び支援に関わる者が、災害への備え及び災害発生時の適切な対応を可能とするための使用者別の避難支援計画（「災害時個別支援計画」）を区市町村が作成することに対し、東京都が支援を行う。
 - ・ 都内在住の在宅人工呼吸器使用者に対して、災害時における電力不足に備えた支援を行う。
 - ・ 災害時の迅速かつ的確な対応を図ることを目的に作成する「災害時における透析医療活動マニュアル」の周知徹底と実践による定着を図る。

【事業効果】

- 普及啓発活動や難病患者支援体制を充実させることにより、関係機関や各患者が災害に対する対策を講じることができ、災害時の被害が抑えられる。
- 救護支援体制の充実により、災害時に広域的な避難活動の調整が可能となり、難病患者の医療の確保が可能となる。
- 透析患者の災害時支援体制の充実により、透析医療の継続が可能となる。

防疫用資器材の確保 （福祉保健局）	平成 25 年度事業費 — 百万円
--------------------------	----------------------

区市町村が実施する初期防疫活動における防疫用資器材の不足時に、東京都において防疫用資器材を調達するため、医薬品卸売販売業者等からの医薬品等の受入れ・調達計画を策定する。

現在の状況

○ 災害時の防疫用医薬品の調達業務について、一般社団法人東京医薬品卸業協会との間で、「災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書」を締結（平成 18 年 2 月）

計画期間中の目標（平成 27 年度末）

○ 医薬品卸売販売業者及び他縣市等からの受入れ・調達計画の策定

年次計画		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
事業 目 標	防疫用資器材の確保	防疫用薬品等の受入・調達計画の検討	防疫用薬品等の受入・調達計画の検討	防疫用薬品等の受入・調達計画の策定		

事業内容・事業効果

【事業内容】

○ 医薬品等が不足した場合に備え、医薬品卸売販売業者及び他縣市等からの受入れ・調達計画を策定する。

【事業効果】

○ 東京都において防疫用資器材を調達することにより、区市町村が実施する初期防疫活動における防疫用資器材の不足を補うことができる。

食品の安全確保 （福祉保健局）	平成25年度事業費 — 百万円
------------------------	--------------------

震災時の食中毒発生等を防止するため、東京都、区及び市で編成する食品衛生指導班による炊飯所等の衛生管理指導や避難住民に対する食品の衛生的な取扱いの指導を行う。

現在の状況

○ 災害時には、水不足により手洗いが困難となることや、電気やガスの供給不足により食品の適正な保存・管理が困難となることなどから、食中毒の発生等が予想される。

計画期間中の目標（平成27年度末）

○ 街頭相談や懇談会等を実施し、都民に対し食品の衛生的な取扱い等の指導を行う。
 ○ 食品関係営業施設を巡回し、営業者及び従業員に対し、衛生管理指導を行う。

年次計画		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
事業 目 標	街頭相談・懇談会の実施	年69会場を実施	年70会場を実施	年70会場を実施		
	食品関係営業施設への巡回指導	年3回の巡回指導を実施	年3回の巡回指導を実施	年3回の巡回指導を実施		

事業内容・事業効果

【事業内容】

- 災害時には東京都、区及び市（保健所設置市）は連携して食品衛生指導班を編成し、保健所長の指導のもと、炊飯所等の衛生確保、仮設店舗への衛生指導を実施するとともに、食中毒発生時の対応を行う。
- 併せて、避難住民に対し、避難所等での食品の衛生的な取扱い、食品の日付管理等の徹底、手洗いの励行等を指導する。
- 定期的に都民及び食品関係営業者等に対して食品衛生の普及啓発を行う。

【事業効果】

- 災害時の食品による危害の未然防止を図ることができる。

<h2 style="margin: 0;">避難所における飲料水の安全確保</h2> <h3 style="margin: 0;">〔検水体制の整備〕 (福祉保健局)</h3>	平成 25 年度事業費 4 百万円
---	----------------------

貯水槽貯留水等を避難所において飲用とする際、安全な飲み水を確保するため、消毒薬の配布及び残留塩素の確認等を行う。
区市町村からの要請に応じ、「環境衛生指導班」を編成し、飲み水の安全確認や消毒方法の指導を行う。

現在の状況

- 「避難住民等の生活衛生の確保支援」と一体化した取組として、「環境衛生指導班」を編成し、対応
- 震災時に配布する消毒薬及び簡易残留塩素検出紙を備蓄（4日目以降に必要な消毒薬については、メーカーが調達協力）並びに東京都保健所に残留塩素測定器を配置

計画期間中の目標（平成 27 年度末）

- 震災発生時に避難所において貯水槽貯留水等を飲用とする際、安全な飲み水を確保する。

年次計画		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
事業目標	消毒薬、簡易残留塩素検出紙の備蓄及び調達					
						→

事業内容・事業効果

【事業内容】
(平常時)

- 消毒薬等必要器材の必要量の確保
 消毒薬 (6%次亜塩素酸ナトリウム, 600ml/本)
 備蓄用 (前期 3 日分) : 1,017 本
 調達用 (後期 4 日分) : 1,356 本
 配布用消毒薬 (1%次亜塩素酸ナトリウム, 15ml/本) 4,200 本
 簡易残留塩素検出紙 12,600 枚
 残留塩素測定器 30 台

(災害時)

- 区市町村の要請に応じ、避難所において消毒薬の配布及び残留塩素の確認等を行う。
- 環境衛生指導班を編成し、避難所において以下の業務を行う。
 - ア 消毒薬・簡易残留塩素検出紙の配布及び消毒の確認
 - イ 飲み水の消毒指導及び残留塩素確認方法の指導



【事業効果】

- 一定量の消毒薬を災害発生時に配布するとともに、使用方法や残留塩素濃度の測定方法について、区市町村の避難所管理者に助言・指導を実施し、避難所利用者の飲み水の安全性を確保する。

医薬品・医療資器材の整備 （福祉保健局）	平成25年度事業費 184百万円
-----------------------------	---------------------

災害時における負傷者等に対する医療体制を確保するため、医薬品・医療資器材の備蓄整備を行い、円滑に供給できる体制の確保を図る。

現在の状況
○ 災害時に、災害拠点病院において使用する応急用医療資器材（新7点セット）、医療救護活動に必要な医薬品・医療資器材等を整備

計画期間中の目標（平成27年度末）
○ 災害拠点病院の拡充に応じて医薬品・医療資器材を整備し、東京都の災害医療体制の更なる強化を図る。

年次計画		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
事業目標	新7点セット	47,500人分	47,500人分	50,000人分	（全災害拠点病院に配備）	
	セルフケアセット	250セット 125,000人分	250セット 125,000人分			
	単品補充用医薬品	74,000人分				

事業内容・事業効果

【事業内容】
○ 災害拠点病院としての機能を常時適正に確保するため、応急用資器材の整備と、耐用年数の経過による更新を行う。
 (1) 災害時応急用医療資器材（新7点セット）：47,500人分（災害拠点病院及び東京都の備蓄倉庫）
 災害拠点病院において使用する医薬品・医療資器材等を、独自に作成した収納ケースに機能別に配置して、災害拠点病院等に配置
 (2) セルフケアセット：125,000人分（都立学校及び都備蓄倉庫）
 被災者自身または家族等でセルフケアできるようにするために、救急箱に収納した軽症者用の医薬品等を都立学校に配置
 (3) 単品補充用医薬品等：74,000人分（都備蓄倉庫）
 災害発生時に、医療機関等が医療救護活動に使用する医薬品等を備蓄

【事業効果】
○ 災害時において、被災地内の災害拠点病院や区市町村の医薬品・医療資器材が不足する場合に、東京都の備蓄医薬品等を供給することで医療救護活動を支援することができる。

血液製剤の確保 （福祉保健局）	平成25年度事業費 — 百万円
------------------------	--------------------

大地震が発生した場合、多くの負傷者が発生し、適切な医療を行うために血液の確保が必要となる。東京都では、日本赤十字社等と連携して血液製剤を確保し供給を行う。

現在の状況

- 日本赤十字社及び公益財団法人献血供給事業団と締結した協定を継続中

計画期間中の目標（平成27年度末）

- 日本赤十字社等との協定の継続（役割の確認等を適宜行い、実効性ある供給体制を維持）

年次計画		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
事業目標	血液製剤の確保	日本赤十字社等との協定の継続 (役割の確認等を適宜行い、実効性ある供給体制を維持する。)				

事業内容・事業効果

【事業内容】

- 「災害時における血液製剤の供給に関する協定」に基づき、日本赤十字社及び献血供給事業団と連携して災害時に必要となる血液製剤を確保する。

【事業効果】

- 災害時に必要となる血液製剤の確保が図られることにより、被災者に対して適切な医療救護を行うことができる。

災害時の医薬品等供給体制の整備（福祉保健局）

平成25年度事業費
0.2百万円

東日本大震災被災地での、医薬品・医療資器材の供給実態及びその課題を関係者へ調査した結果を踏まえ、公益社団法人東京都薬剤師会、区市町村等、関係者との連絡会を開催し、災害医療体制について検討を重ねるなど、連携体制を強化する。

また、東京都から協定団体（関係5団体※）に対する医薬品等の供給要請、協定団体から各加盟事業者への連絡及び協定団体からの報告について、図上訓練を実施し、災害時における医薬品等の円滑な確保を図る。

※ 関係5団体：東京医薬品卸業協会、日本医療機器協会、日本衛生材料工業連合会、日本産業・医療ガス協会及び大東京歯科用品商協同組合

現在の状況

- 二次保健医療圏ごとに地域連携会議を開催し、各圏域での災害医療体制について検討
- 協定団体に対して、災害時優先携帯電話を配備

計画期間中の目標（平成27年度末）

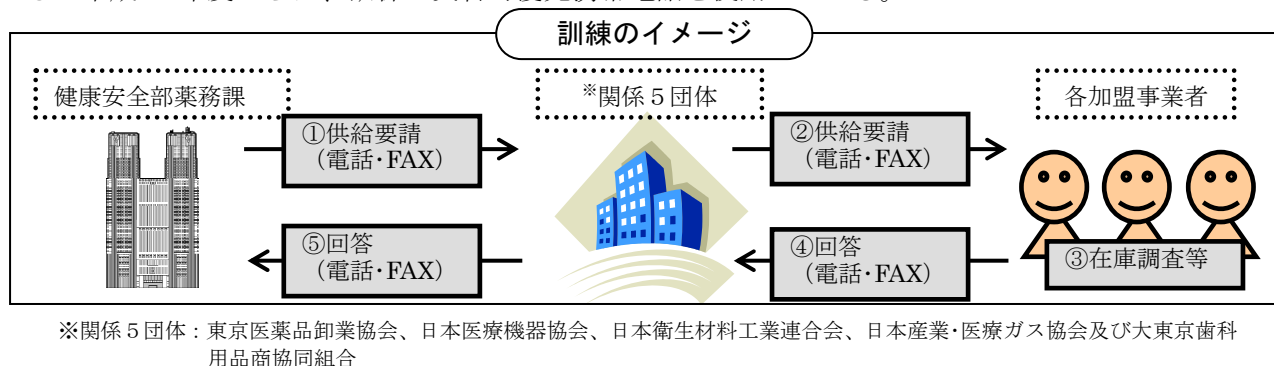
- 災害時医療物資供給体制整備推進連絡会を平成25年度から毎年2回開催
- 発災の規模・日時など種々の想定の下、協定団体と緊急連絡訓練を行い、連絡体制の不備の有無等を検証し、災害時の医薬品等供給体制に万全を期す。

年次計画		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
事業目標	実態調査	関係者へ調査し、報告書を作成				
	連絡会の開催			2回	2回	2回
	訓練の実施	1回実施 (累計4回)	1回実施 (累計5回)	1回実施 (累計6回)	1回実施 (累計7回)	累計8回実施

事業内容・事業効果

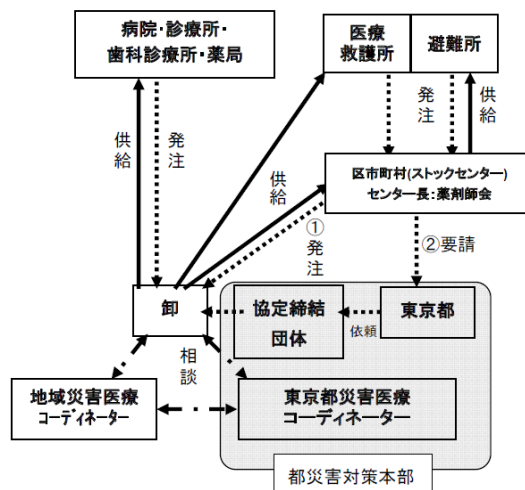
【事業内容】

- 東日本大震災被災地の医療関係者・医薬品物流関係者から、ヒアリング又は書面により、東日本大震災当時の医薬品等の供給実態及び問題点を収集した。
 - ◆調査対象
 - ① 被災自治体：福島県、宮城県及び岩手県の市町村（56）
 - ② 医療関係者及び団体：日本医師会、東京都薬剤師会、被災地の医師会（35）・薬剤師会（32）・病院（110）・薬局（176）
 - ③ 卸売販売業者及び団体：日本医薬品卸売連合会等医療物資の卸売販売業者団体（4）及び被災地の卸売販売業者（19）
 - ◆調査の結果分かった問題点
 - ① 行政の集積所で医薬品が停滞し、現場へ届けることができなかった。
 - ② 大量の要請外の支援物資によって現場が混乱し、貴重な人手や場所が奪われてしまった。
 - ③ 市町村が、災害時の医薬品供給方法について、事前に決めておらず、発災後に検討を始めたため、時間がかかり、医療現場が混乱した。
 - 災害時の医薬品等供給体制を構築するため、薬事関係者の連絡会を開催する。
 - ◆参加対象者：区市町村、東京都薬剤師会、地区薬剤師会、協力協定締結団体、陸上自衛隊等
 - ◆開催回数：2回/年
 - ◆内容（平成25年度の案）
 - ・『東日本大震災被災地における医療物資の供給実態調査』の報告
 - ・地区ごとの医薬品等供給体制の課題の検証
 - ・薬剤師会の災害対策計画の説明
 - 都内で強い地震が発生したとの想定の下、①医薬品等の供給又は薬剤師派遣の要請②各協定団体から加盟会社への連絡③各協定団体からの措置状況報告訓練を行う。
 - 日程未告知訓練（予め設定した平日5日間のうち具体的訓練日程は告げないで実施）、夜間連絡訓練、メールによる連絡訓練等を実施する。
 - 平成23年度からは、訓練で災害時優先携帯電話を使用している。



【事業効果】

- 得られた問題点をもとに、東京都における災害時の医薬品等供給体制を再構築し、地域防災計画の修正（平成24年11月）に反映させた。
 - ◆新たな地域防災計画における医薬品等供給方針
 - ① 平時と同様、卸売販売業者が供給する。
 - ② 医療機関、行政等は3日分程度の備蓄を行う。
 - ③ 支援物資は要請した物以外、基本的に受け取らない。
- 連絡会を開催することで、薬事関係者が事前に災害対策体制を構築でき、また、発災時の円滑なコミュニケーションが図れる。
- 日程未告知訓練や、夜間連絡訓練を実施することで、災害がいつ発生しても対応できる、より実践的な供給連絡体制が確保できるようになる。



新規

薬局災害対応力向上事業 （福祉保健局）	平成 25 年度事業費 3 百万円
----------------------------	----------------------

災害時には、薬局の早期復旧が必要であるため、薬局の災害対応力向上のための研修を実施する。

現在の状況
○ 薬局用モデル BCP 及び地域連携マニュアルを作成し、25 年度の研修内容として、薬局の BCP について取り上げる。

計画期間中の目標（平成 27 年度末）
○ 研修を実施し、薬局及び地域の災害時の医薬品供給能力を高める。

年次計画		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
事業目標	薬局用モデル BCP・地域連携マニュアルの作成		薬局用モデル BCP 等の作成			
	研修会の開催			4 回	4 回	4 回

事業内容・事業効果

【事業内容】

- 薬局用モデル BCP：薬局の早期復旧・業務継続
 - 東京都内の医薬分業率は 70%を超えており、災害時の医療提供の継続には、医療機関だけでなく、院外処方箋を応需する薬局が業務を継続することが必須だが、以下のような課題もある。その課題を解決し、薬局が早期に復旧し、業務を継続できるよう薬局の BCP モデルを作成する。
 - <課題>
 - ・ 建物の被災による再開可能薬局の限定（再開した薬局への処方箋持込みが集中）
 - ・ 交通機関麻痺等による出勤不可能な薬剤師等の発生
 - ・ レセプトコンピュータのストップによる手書き・手計算対応
 - (2) 地域連携マニュアル：薬局同士、薬局と病院、地域間の連携
災害時に地域の医薬品供給を継続するためには薬局同士、及び薬局と病院とが協力する必要がある。また、被害が大きい地域を他の地域が支援することも重要である。そのため、それらが円滑に連携できるよう地域連携マニュアルを作成する。
 - (3) 作成方法
関係者からヒアリングを行った上で、問題点を抽出し、薬局用モデル BCP 等を作成する。
 - ・ ヒアリング対象：東京都薬剤師会、東京都病院薬剤師会、災害拠点病院等
- 薬局を対象とした研修会を平成 25 年度から開催し、各薬局での BCP 作成を促す。
 - (1) 対象：都内の薬局管理者（約 6,000 名）
 - (2) 開催回数：4 回／年
 - (3) 研修内容（平成 25 年度の案）
 - ・ 薬局 BCP について
 - ・ 災害時の地域連携及び薬剤師派遣について
 - ※ 東京都薬剤師会に委託して実施する。

【事業効果】

- 各薬局が BCP を作成し、また、地域連携マニュアルに基づき連携方法を事前に決めることで、災害医療を円滑に行うことができるようになる。
- 本研修で薬局の災害対応能力を向上させることで、災害医療を円滑に行うことができるようになる。

三次救急医療施設の整備 （福祉保健局）	平成 25 年度事業費 2,242 百万円
----------------------------	--------------------------

生命の危機を伴う重症・重篤な救急患者の診療に対応できる三次救急医療施設（救命救急センター）の機能を震災時に活用することにより、被災による死者の減少を図る。

現在の状況
○ 三次救急医療施設（救命救急センター） 26 施設（平成 25 年 1 月）

計画期間中の目標（平成 27 年度末）
○ 救急医療対策協議会における報告や重症・重篤な救急患者の増加傾向、地域バランス等に留意して整備を推進

年次計画		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
事業目標	三次救急医療施設（救命救急センター）の整備	25 施設	26 施設 (1 施設増)	27 施設 (1 施設増)	(必要に応じて整備)	
					→	

事業内容・事業効果

【事業内容】

- 三次救急医療施設が有する高度な医療機能を活用することにより、災害時医療体制の強化を図る。

【事業効果】

- 被災した重症・重篤な救急患者に対する救命処置を行うことにより、被災による死亡者数を減少させる。

災害拠点病院の整備・機能の強化（福祉保健局）

平成25年度事業費

472百万円

災害時に医療救護所では対応できない重症者等を搬送・収容する災害拠点病院を指定し、都内の収容力の拡大及び各指定病院の機能強化を図る。

現在の状況

- 災害時において中核的な役割を担う災害拠点病院を70施設指定
- 災害拠点病院としての機能維持に必要な施設設備整備事業を実施

計画期間中の目標（平成27年度末）

- 首都直下地震等の甚大な人的被害に対応するため、都の被害想定や都内の医療提供能力を検証して、災害拠点病院を確保するとともに、災害拠点病院としての機能を強化できるように施設設備の整備を図る。

年次計画		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
事業目標	災害拠点病院の指定	70施設		75施設	(必要に応じて整備)	
	施設設備整備費補助	2施設	1施設			
	NBC災害テロ対策設備整備	10施設	12施設	6施設		

事業内容・事業効果

【事業内容】

- 新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強、備蓄倉庫、自家発電装置及び受水槽整備に要する費用を補助し、災害拠点病院として必要な施設の整備を行う。
 - ① 建物の耐震補強 32,700円/㎡ 基準面積2,300㎡ （補助率0.83）
 - ② 備蓄倉庫の整備 34,076千円 （補助率0.66）
 - ③ 自家発電装置の整備 145,381千円 （補助率0.66）
 - ④ 受水槽の整備 133,974千円 （補助率0.66）
- NBC（核、生物、化学）災害及びテロ発生時に被害者の診断等に必要な設備を整備する。
 - ① NBCテロ対策設備整備 32,228千円 （補助率10/10）

【事業効果】

- 災害拠点病院を整備することで、災害時における医療施設の機能の低下を防ぎ、重症者等に対して医療を提供することにより、多くの都民の生命を守ることができる。

ヘリコプター緊急離発着場の整備 （福祉保健局）	平成 25 年度事業費 3 百万円
--------------------------------	----------------------

医療施設におけるヘリコプター緊急離発着場等の施設整備を促進し、災害時において緊急度、優先度の高い重症患者への災害時における医療体制の確保を図る。

現在の状況
○ 災害拠点病院 20 施設において、ヘリコプター緊急離発着場を整備している。

計画期間中の目標（平成 27 年度末）
○ 災害拠点病院に対し、施設整備費補助を推進するなど、災害時における重症患者の搬送拠点の確保を図る。

年次計画		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
事業	緊急離発着場を整備した災害拠点病院	20 施設				
	医療機関近接施設との協定締結	検討				
目標						

事業内容・事業効果

【事業内容】
○ 東京都医療施設ヘリコプター緊急離発着場等施設整備事業
緊急離発着場の施設整備に関する新築又は増改築に要する工事費を補助し、緊急離発着場の整備を行う。
対象施設：救命救急センター、災害拠点病院及びその他高次の救急医療機能を有するものと認められる病院
基準額：58,808,000 円
補助率：0.66（国 0.33、都 0.33）

【事業効果】
○ 大規模災害発生時に、高度な治療を必要とする重症患者が多数発生することが想定されるが、ヘリコプター緊急離発着場を整備することにより、被災地内で収容しきれない重症者を被災地外の医療施設へ迅速に搬送して適切な救命措置を行うことができる。
○ DMAT や医療救護班等の医療従事者を被災地内へ迅速に搬送することで、被災地内の医療救護体制を支援することができる。

医療施設の耐震化促進 （福祉保健局）	平成 25 年度事業費 10,409 百万円
---------------------------	---------------------------

耐震診断、耐震補強、新築建替えに必要な経費を補助することにより、医療施設における安全と災害時の医療体制の確保を図る。

現在の状況
○ 災害拠点病院の耐震化率 83%（平成 23 年 10 月）

計画期間中の目標（平成 27 年度末）
○ 災害拠点病院の耐震化を完了

年次計画		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
事業 目 標	耐震診断・耐震補強等	災害拠点病院の耐震化率 83%				災害拠点病院の耐震化を完了

事業内容・事業効果

【事業内容】
○ 「東京緊急対策 2011」にて補助の対象を全病院（東京都指定二次救急医療機関を含む。）に拡大し、耐震診断、耐震補強等を促進、医療施設の耐震化を支援

【事業効果】
○ 防災上重要な建築物の耐震化を促進することによって、震災時に多くの人命が死傷することを未然に防ぐ。

医療機関の防災能力の向上 （福祉保健局）	平成25年度事業費 16百万円
-----------------------------	--------------------

災害拠点病院をはじめ、都内の医療機関における災害時の医療機能低下を防ぐため、平時から消防訓練、避難訓練のみならず、災害時の情報連絡体制の確保や、被災地域からの傷病者、他県からの医療スタッフ等の受入れ等を想定した各病院主催の防災訓練の実施を促進する。

現在の状況

- 全ての病院を対象に「病院における防災訓練説明会」を実施している。
- 災害拠点病院を中心に通信訓練を定期的実施している。
- 医療機関を対象に事業継続計画（BCP）策定ガイドラインを配布している。

計画期間中の目標（平成27年度末）

- 病院における防災訓練や広域災害救急医療情報システム（EMIS）入力訓練等を継続的に実施して、医療機関の実情に応じた災害対応力の向上を図る。
- 各医療機関が事業継続計画（BCP）を策定することで、医療機能の早期回復・維持を図る。

年次計画		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
事業目標	医療連携の取組み	検討				→
	病院における防災訓練説明会	開催継続				→
	通信訓練の実施	実施継続				→

事業内容・事業効果

【事業内容】

- 病院における防災訓練説明会
「病院における防災訓練マニュアル」を活用し、毎年全ての病院を対象に防災訓練説明会を開催している。
また、多様な講師陣を招聘し、災害時の防災対応能力の向上に努めている。
 - ・ 医療機関における事業継続計画（BCP）の策定について（平成24年度）
- 防災行政無線通信訓練・広域災害救急医療情報システム（EMIS）訓練
災害時の情報連絡体制を確保するため、防災行政無線による通信訓練や広域災害救急医療情報システム（EMIS）の入力訓練を定期的実施している。

【事業効果】

- 定期的に訓練を実施することで、各医療機関の防災対応能力の向上や、防災対応マニュアル等の検証を行うことができるため、災害時における適切な医療救護活動の確保が図られる。

都立病院等の整備 （病院経営本部）	平成 25 年度事業費 1,025 百万円
--------------------------	--------------------------

「都立病院改革推進プラン」に基づき、災害対策を都立病院全体で連携して推し進め、災害医療の提供体制を確保していく。

- 現在の状況**
- 緊急地震速報システムの設置（平成 20 年度）
 - 病院経営本部緊急時安否確認システムの導入（平成 21 年度）
 - 都立病院参集基準の整備（平成 23 年度）
 - 衛星通信機器の整備（平成 23 年度）

- 計画期間中の目標（平成 27 年度末）**
- 都立病院全体で発災後速やかに医療活動ができる態勢を整備し、東京都における災害医療の提供に寄与していく。

年次計画		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	
事業目標	情報連絡体制の整備及び関係機関との連携の推進、施設及び備蓄品の整備	災害時医療提供体制の充実強化				→	
		都立病院 BCP（地震編）の策定・運用				→	
		衛星通信機器の活用				→	
		ライフライン等の強化				→	
		外来患者等帰宅困難者用備蓄品の整備				→	
	マンパワーの確保	災害時チェックリストの作成		→			
		安否確認システムへの登録と活用					→
	診療科別医療救護班の設置	医療救護班に関する整備					→
	研修及び訓練の実施	災害医療に関する指導者の養成					→
専門的訓練の充実						→	

事業内容・事業効果

【事業内容】

- 情報連絡体制の整備及び関係機関との連携の推進、施設及び備蓄品の整備
 - (1) 災害時医療提供体制の充実強化
 - ・ 都立病院医療危機管理ネットワーク整備計画の見直しを行う。
 - (2) 都立病院 BCP（地震編）の策定・運用
 - ・ 本部及び各都立病院についての BCP を策定し、研修や訓練の実施等、事業継続マネジメント（BCM）の確立に向けて取り組む。
 - (3) 衛星通信機器の活用
 - ・ 衛星通信機器を本部及び各都立病院、公社事務局及び各公社病院に整備し、通信訓練を実施する等、災害時に備えた情報連絡体制の構築を図る。
 - (4) ライフライン等の強化
 - ・ 緊急対策事業として非常用発電機の増設等を実施する。
 - (5) 外来患者等帰宅困難者用備蓄品の整備
 - ・ 発災時に在院していた外来患者等の利用者保護のため、必要な災害用食糧等を整備する。
- マンパワーの確保
 - (1) 災害時チェックリストの作成
 - ・ 各都立病院へ参集する応援職員が円滑に活動できるよう災害時チェックリストを作成する。
 - (2) 安否確認システムへの登録と活用
 - ・ 安否確認システムの登録を促進し、定期的に通信訓練を実施する。
- 診療科別医療救護班の設置
 - (1) 医療救護班に関する整備
 - ・ 医療救護班数の調整、統一ユニフォーム等の整備、派遣に関する手引の作成を行う等、円滑な医療救護活動の条件を整備する。
- 研修及び訓練の実施
 - (1) 災害医療に関する指導者の養成
 - ・ トリアージ指導者養成研修を実施する等、各病院の災害医療に関する指導者の養成を図る。
 - (2) 専門的訓練の充実
 - ・ 各病院で実施する防災訓練のほか、専門的な訓練プログラムを検討し、訓練体制を充実させる。

【事業効果】

- 発災時、迅速に一定以上の医療機能を回復し、医療活動ができる体制を整えることができる。
- 平時から必要な医療資器材、マニュアル等を整備し、訓練を実施することで、災害対応力のある人材を育成し、災害医療提供体制の充実強化を図ることができる。

広域火葬体制の整備 （福祉保健局）	平成25年度事業費 — 百万円
--------------------------	--------------------

大規模災害により、被災区市町村が平常時に使用している火葬場の火葬能力だけでは、当該区市町村の遺体の火葬を行うことが不可能となった場合に、都の調整のもとで都内全域及び近隣県等の火葬場を活用して広域的に火葬を行う体制の整備及び通信訓練を実施する。

現在の状況

- 9団体と協定を締結（遺体搬送、火葬、葬祭用品供給及びドライアイス供給）
- 都内公営火葬場及び近隣県との通信訓練を毎年実施

計画期間中の目標（平成27年度末）

- 9団体との協定を維持
- 遺体の長距離搬送手段の確保
- 都内公営火葬場及び近隣県との通信訓練を毎年実施

年次計画		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
事業目標	通信訓練	1回	1回	1回	1回	1回

事業内容・事業効果

【事業内容】

- 協定締結済みの9団体及び公営火葬場、近隣県との間でファクシミリ、メールによる通信訓練を実施
 (図)
 ・被災状況の把握と火葬場の割り振り、協定火葬場への協力要請・受入回答
 ・協定団体（遺体搬送、ドライアイス供給、棺等葬祭用品供給）への協力要請・調達状況回答
- 都外で火葬を行う場合に備え、一度に多数の遺体を搬送可能なトラック等による搬送手段の確保に向け、貨物自動車運送事業者、他県等と協議を行う。

【事業効果】

- 災害時における被災区市町村の広域火葬の円滑な実施及び遺体の適切な取扱いを確保する。
- 訓練を通じた関係事業者の災害対応力の向上を図る。
- トラック等による搬送手段の確保による広域火葬の迅速・円滑な実施体制を整備する。
 （多数搬送・長距離搬送への対応）

